

## 宮崎市教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置について

## 1. 検証委員会について（国の通知に基づく基本的な考え方【抜粋】）

## （1）目的

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

※関係者の処罰を目的とするものではない。

## （2）検証の実施主体

行政による児童福祉法に基づく認可権限、子ども・子育て支援法に基づく確認権限等を踏まえ、いずれの権限をも有する中核市は、「認可外保育施設」、「認可外の居宅訪問型保育事業」、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関して、検証の実施主体となる。

## （3）検証の対象範囲

死亡事故の検証については事例ごとに行う。SIDS（乳幼児突然死症候群）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。

## （4）検証組織・委員の構成

行政における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者（学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者など）とする。

また、検証委員会における検証にあたっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

## （5）検証委員会の開催

検証を行うにあたって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング、現地調査その他必要な調査を行い、情報の収集及び整理、発生原因の分析等を行う。あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の以降に十分配慮したうえで、事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。

## 2. 宮崎市教育・保育施設等重大事故検証委員会について

### (1) 検証の目的

- ①令和5年3月に市内の保育施設で発生した死亡事故について、事実関係の把握や発生原因の分析等を行うため、外部委員で構成する検証委員会を設置し、必要な再発防止策を検討する。
- ②検証結果並びに再発防止策については報告書として取りまとめて公表し、改めて広く注意喚起を行うとともに具体的な措置を講じるよう周知徹底を行う。

### (2) 委員構成

分野	氏名	職名
学識経験者	木村 匡登	宮崎学園短期大学 保育科 准教授
学識経験者	長鶴 美佐子	宮崎県立看護大学 学長
弁護士	金丸 祥子	宮崎県弁護士会 子どもの権利委員会
医師	大平 智子	宮崎県立宮崎病院 小児科 医長
教育・保育	横山 楨子	宮崎市保育会 みずほ保育園 園長

### (3) 会議の開催スケジュール（案）及び協議事項

会議	時期	協議事項
第1回	7月19日	<b>検証の目的・方法・スケジュールの確認</b> <b>事案概要の把握</b> <b>疑問点・不明点の整理</b> ●事務局による事前の情報収集に加え、次回会議までに事実確認が必要な事項の洗い出しを行う。
第2回	10月上旬 (予定)	<b>調査結果の報告</b> <b>問題点・課題の抽出、整理</b> ●抽出の過程でさらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。 ●具体的な提言につなげるためにも、特に時間を掛けて行う。
第3回	11月下旬 (予定)	<b>調査結果の報告</b> <b>問題点・課題の整理</b>
第4回	2月中旬 (予定)	<b>検討委員会における提言の検討</b> ●客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行う。
第5回	3月中旬 (予定)	<b>報告書素案の精査、取りまとめ</b> ●これまでの審議結果を踏まえ、事務局が作成した報告書の素案の内容を精査する。

✓ 関係者ごとのヒアリング  
 ✓ 現地調査

↓ 令和5年度末までの検証委員会報告書公表を目指す。

※進捗状況によっては、スケジュールを前倒していく。